

## 船舶事故調査報告書

令和7年3月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年6月4日 06時22分ごろ～06時30分ごろの間）（死亡時刻：6月4日 06時23分ごろ（医師により検案された死亡推定時刻））
発生場所	青森県大間町材木漁港北西方沖 <small>おこっぺ</small> 奥戸港北防波堤灯台から真方位238° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯41° 29.1′ 東経140° 53.0′）
事故の概要	漁船 <small>ふくえい</small> 福栄丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年6月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水	漁船 福栄丸、3.62トン AM3-19819（漁船登録番号）、個人所有 9.98m（Lr）×2.29m×0.70m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数35、昭和57年6月24日
乗組員等に関する情報	船長 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 令和6年1月17日 （令和11年11月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約13℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和6年6月4日05時20分ごろ、うに籠漁の操業を行う目的で、材木漁港を15隻の僚船と共に同漁港沖の漁場に向けて出港した。（写真1参照）



写真1 本船

船長は、05時50分ごろ材木漁港沖の漁場に到着後、海中に設置していたうに籠を前部甲板上に引き揚げて、うに籠からうにを取り出し、大きさなどを確認した後、再度、うに籠に戻す作業を行った。

船長は、06時10分ごろ引き揚げたうに籠を、再度、漁場の海中に投入する作業を開始した。

本船の右舷正横300m付近で本船と同様にうに籠漁を行っていた僚船（以下「A船」という。）に乗船して‘うにの密度管理の記録を行っていた漁業協同組合の職員’（以下「組合の職員」という。）は、06時22分ごろ本船の前部甲板の右舷付近から船長が落水するのを目撃した。

組合の職員は、直ちにA船船長に知らせるとともに、大間町奥戸漁港沖の漁場でうに籠漁の監視に当たっていた漁業協同組合の上司と、所属する漁業協同組合に、携帯電話と漁業無線で連絡した。

A船は、うに籠を投入する作業中で、中断して直ちに救助に向かおうとしていたところ、漁業無線を傍受していた本船の左舷正横500m付近でうに籠漁を行っていた僚船（以下「B船」という。）が、うに籠の投入する作業を終了していたので、A船より先に船長の救助に向かい、B船の乗組員が、06時30分ごろうつ伏せの状態で見つかる船長を救助し、06時44分ごろ材木漁港に入港した。

（図1 参照）

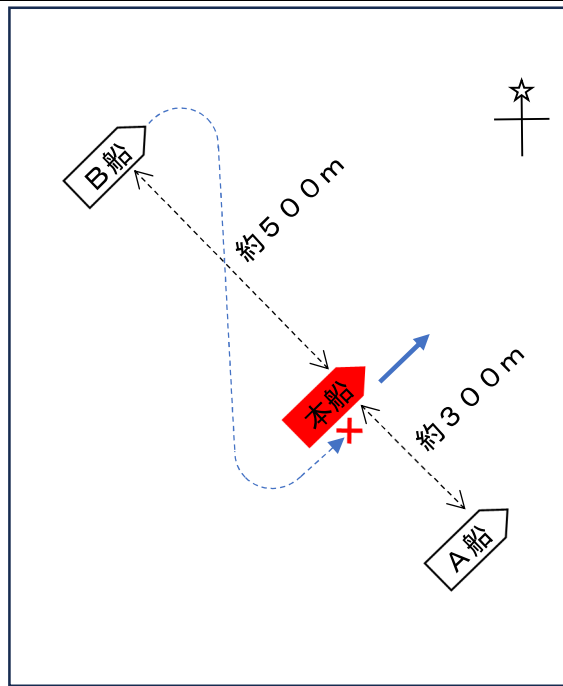


図1 船長落水時のA船とB船の状況

船長は、救急車で大間町内の病院に搬送され、医師により死亡が確認された後、死亡推定時刻が6月4日06時23分ごろで、死因は溺水と検案された。

本船は、船長を救助後、無人の状態で行方不明になっているところを、漁業無線を傍受して駆けつけた別の僚船から乗組員が移乗して、06時59分ごろ材木漁港に入港した。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

1. うに籠漁の漁法は、次のとおりであった。

幹縄の一端に取り付けた重石（約20～30cm四方の石、重さ約10kg、重石のロープ長さ約50m、直径約9mm）、浮き球及び旗竿を投入した後、うに籠を順次投入して、最後に幹縄の片端に取り付けた重石、浮き球及び旗竿を投入する漁法であった。（図2、図3参照）

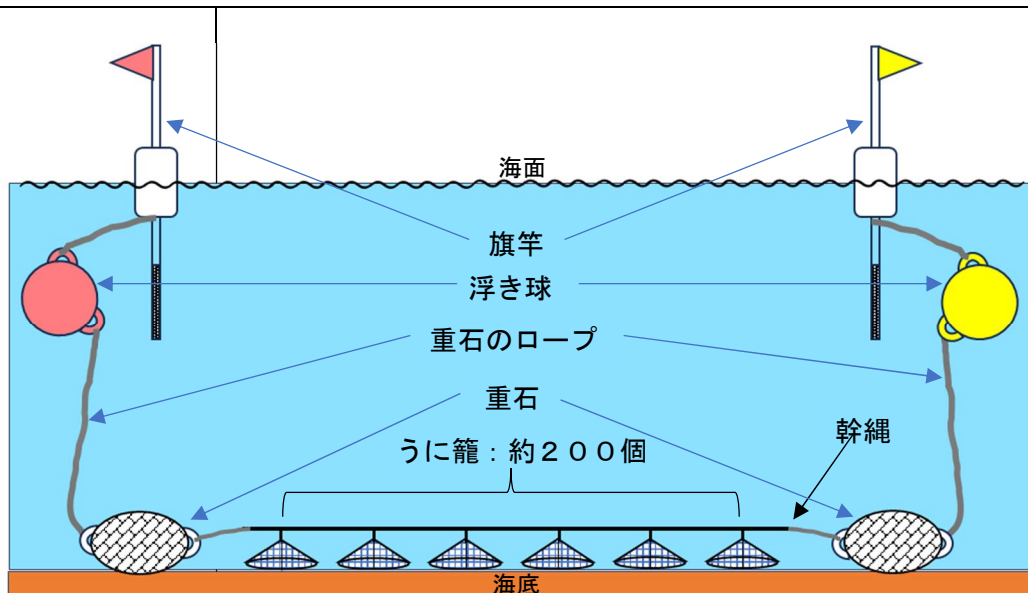


図2 うに養殖施設（概略図）

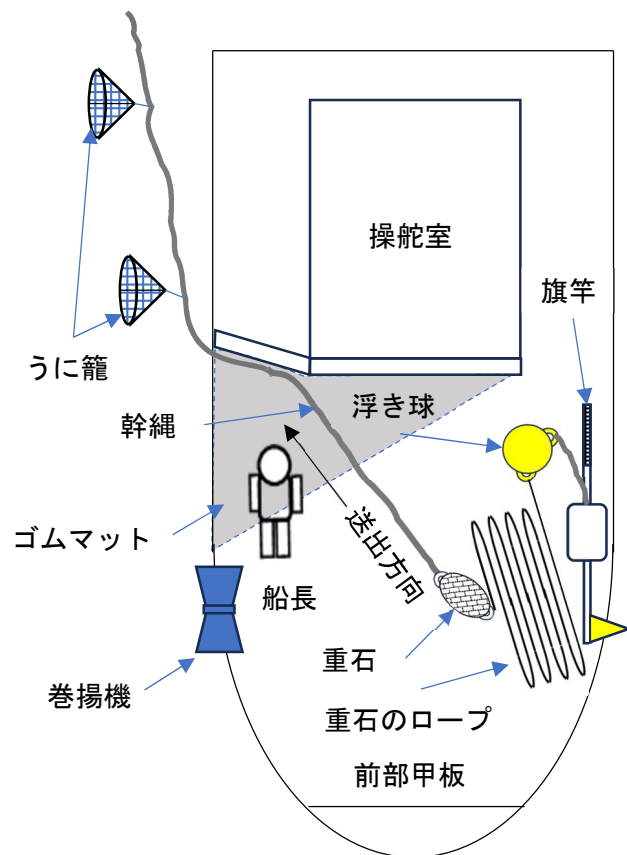


図3 うに籠投入時の前部甲板の状況（概略図）

2. 組合の職員によれば、本事故当時の船長及び本船の状況等は、次のとおりであった。

- (1) 船長は、落水時、重石のロープの送出方向に対して、背中を向けた状態で左足から先に着水したように見えた。
- (2) 船長が落水後、すぐに重石のロープにつながっている浮き球と旗竿が海中に落ちた。

	<p>(3) 船長は、帽子を被り、上下の合羽の上に救命胴衣及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p> <p>(4) 船長は、本事故当日の05時00分ごろ材木漁港で行われた漁業協同組合職員及び僚船船長とのミーティングにおいて、体調不良を訴えておらず、ふだんと変わった様子はなかった。</p> <p>(5) 船長は、うに籠漁の船長として約10年の経験があった。</p> <p>(6) 本船は、本事故後、わずかに前進行きあしで航行しており、前部甲板上のうに籠は全て投入された状態であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、本船が材木漁港北西方沖において、うに籠の投入作業中、06時22分ごろ本船の前部甲板の右舷付近から落水したところを目撃された後、06時30分ごろB船に救助されていることから、この間において、溺水して死亡したものと考えられる。</p> <p>船長は、次のことから、重石を投入後、重石のロープが足に絡まり、同ロープに引かれて、体勢を崩して落水した可能性があると考えられる。</p> <p>(1) 本船の前部甲板上のうに籠は、全て投入されていたこと。</p> <p>(2) 重石のロープにつながっている浮き球と旗竿が、船長が落水後すぐに海中に落ちたこと。</p> <p>(3) 船長が落水した際、左足から先に着水したような状況が目撃されていること。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が材木漁港北西方沖において、うに籠の投入作業中、船長が、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>船長は、重石を投入後、重石のロープが足に絡まり、同ロープに引かれて、体勢を崩して落水した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船の乗組員は、漁具の投入作業中、足に網や綱などが絡まることのないよう、足を漁具の上に置かないなど、足下に十分注意すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

